

令和6年高島市教育委員会
第9回定例会議事日程

日 時 令和6年9月18日（水）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和6年第8回定例会会議録の承認
3. 令和6年第3回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員 委員

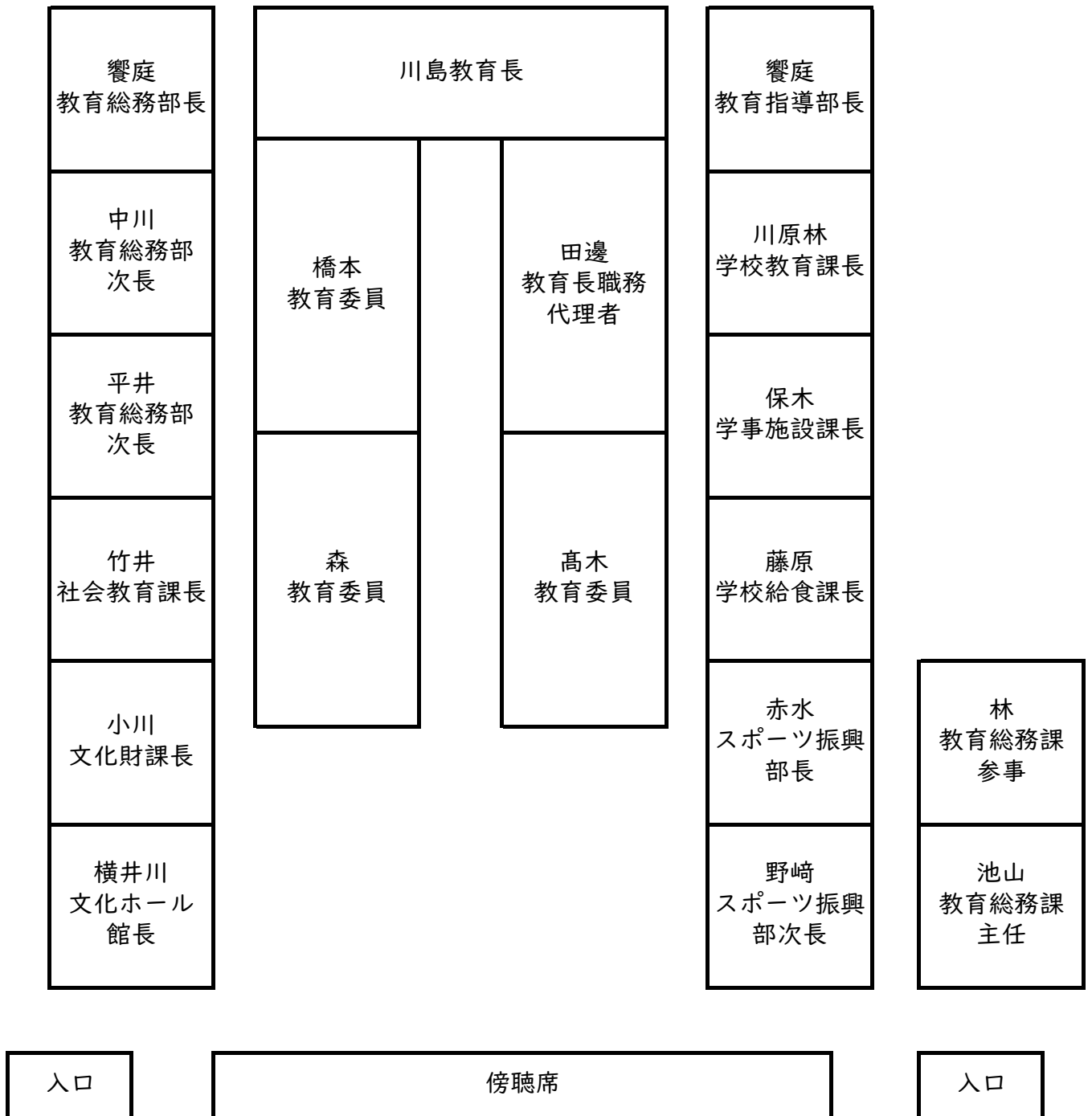
5. 議事
日程第1 議第56号 高島市外国語指導助手任用規則を廃止する規則案

日程第2 議第57号 高島市小中学校再編基本方針の策定案について
6. 報告
報告第18号 高島市教育委員会が所管する施設の臨時休館等について

報告第19号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

報告第20号 令和6年9月高島市議会定例会一般質問の概要について
7. 今後の日程
・令和6年教育委員会第10回定例会（案）
日時：令和6年10月22日（火）午後2時00分
場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年 第9回定例会座席表



議第 5 6 号

高島市外国語指導助手任用規則を廃止する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 8 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市外国語指導助手任用規則を廃止する規則

高島市外国語指導助手任用規則（平成 2 8 年高島市教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第 57 号

高島市小中学校再編基本方針の策定案について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 18 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市小中学校再編基本方針

高島市小中学校再編基本方針を別紙のとおり策定することにつき、議決を求める。

高島市小中学校再編基本方針

よりよい教育環境の実現に向けて

令和6年9月

高島市教育委員会

目 次

I	小中学校再編基本方針策定の背景と市内小中学校の現状	
1	基本方針策定の背景	2
2	市内小中学校の現状	3
3	これまでの学校再編の経過	6
II	学校再編の基本的な考え方	
1	学校再編の必要性	8
2	基本的な考え方	9
III	各中学校区の小中学校再編基本方針	
1	基本方針の期間および内容	11
2	各中学校区の現状と再編の方向性	11
	(1) マキノ中学校区	12
	(2) 今津中学校区	14
	(3) 朽木中学校区	15
	(4) 安曇川中学校区	16
	(5) 高島中学校区	17
	(6) 湖西中学校区	18
資料	学校施設の整備状況	19

I 小中学校再編基本方針策定の背景と市内小中学校の現状

1 基本方針策定の背景

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望めます。

しかしながら、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数は減少傾向にあり、小中学校の小規模化が深刻な課題となっております。このことにより、学校の活力や教育効果において、様々な課題が生じることから、児童生徒にとってよりよい教育環境を整える必要があります。

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有し、防災や地域交流等の拠点としての重要な側面がある一方で、義務教育期の子どもたちの学習と生活の場としての機能を高めることを優先して考える必要があります。

教育委員会では、今後、少子化と学校の小規模化がますます進むことが予想される中、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備していくため、小中学校再編基本方針を作成しました。

今後、本方針をもとに、子どもたちにとってのよりよい教育環境の整備に努めます。

令和6年度 学年別在籍児童生徒数 推計 令和6年(2024年)2月21日現在 (人)

出生年	年齢	入学年度 小学校	R 6 学年	マキノ東小	マキノ西小	マキノ南小	今津東小	今津北小	朽木東小	朽木西小	安曇小	青柳小	本庄小	高島小	新旭南小	新旭北小	入学年度 中学校	マキノ中	今津中	朽木中	安曇中	高島中	湖西中	高島市合計
H21	15	H28	中3														R4	45	80	12	88	56	105	386
H22	14	H29	中2														R5	30	96	8	102	52	99	387
H23	13	H30	中1														R6	41	67	15	81	40	88	332
H24	12	H31	6年	6	5	5	69	13	9	0	51	17	11	52	50	35	R7	16	82	9	79	52	85	323
H25	11	R2	5年	10	7	16	66	16	7	0	48	24	8	38	31	49	R8	33	82	7	80	38	80	320
H26	10	R3	4年	14	6	13	45	9	8	1	55	25	9	44	39	45	R9	33	54	9	89	44	84	313
H27	9	R4	3年	11	6	7	59	9	4	0	42	18	12	43	31	36	R10	24	68	4	72	43	67	278
H28	8	R5	2年	9	7	6	46	12	7	1	65	19	11	38	37	53	R11	22	58	8	95	38	90	311
H29	7	R6	1年	18	5	9	38	9	4	0	52	19	11	37	37	42	R12	32	47	4	82	37	79	281
H30	6	R7	5歳児	9	5	11	67	11	6	0	71	20	10	30	40	41	R13	25	78	6	101	30	81	321
H31	5	R8	4歳児	7	5	8	47	15	6	0	55	16	7	35	24	50	R14	20	62	6	78	35	74	275
R2	4	R9	3歳児	9	3	7	45	8	8	0	66	10	7	19	31	40	R15	19	53	8	83	19	71	253
R3	3	R10	2歳児	5	0	7	44	8	3	0	59	9	7	35	26	40	R16	12	52	3	75	35	66	243
R4	2	R11	1歳児	4	5	5	33	9	6	0	53	16	9	14	25	40	R17	14	42	6	78	14	65	219

※上記の市内小中学校の学年別在籍児童生徒数は、通常の学級および特別支援学級に在籍する児童生徒数の推計です。
 ※1歳児～5歳児は住民基本台帳上のデータによる推計です。(R5年8月1日現在の推計)

2 市内小中学校の現状

学校規模の標準は、法令上、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされており、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」（文部科学省 平成 27 年 1 月）では、学校規模の標準を下回る場合の分類を下表のように示しています。

■学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りではない。（第 79 条で中学校に準用）

※12 学級以上 18 学級以下を標準とすれば、概ね一学年ごとに、
小学校は 2 学級以上 3 学級以下、中学校は 4 学級以上 6 学級以下となる。

■学校規模の標準を下回る場合の分類

学級数 (小学校)	学級数 (中学校)	学校規模
1～5	1～2	複式学級が存在する規模
6	3	クラス替えができない規模
7～8	4～5	全学年ではクラス替えができない規模
9～11	—	半分以上の学年でクラス替えができる規模
—	6～8	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
—	9～11	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、 免許外指導の解消が可能な規模
12～18	12～18	学校規模の標準

下表の「市内小中学校の地域別児童生徒数の推移（推計）」から、特にマキノ・今津・朽木地域では少子化傾向が顕著であり、学級数の減少や複式学級編制が生じています。

市内小中学校の地域別児童生徒数の推移(推計) 令和6年(2024年)2月21日現在(人)

		H25	R5.5.1	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小学校	マキノ	264	172	160	169	156	142	130	122
	今津	642	423	391	387	367	366	350	334
	朽木	87	53	41	38	37	36	35	33
	安曇川	607	505	497	519	517	511	514	497
	高島	327	246	252	230	227	202	194	170
	新旭	623	494	485	481	475	462	461	436
	小学校 計	2,550	1,893	1,826	1,824	1,779	1,719	1,684	1,592
	(H25対比)	100%	74.2%	71.6%	71.5%	69.8%	67.4%	66.0%	62.4%

		H25	R5.5.1	R6	R7	R8	R9	R10	R11
中学校	マキノ	146	118	116	87	90	82	90	79
	今津	374	256	243	245	231	218	204	180
	朽木	56	25	35	32	31	25	20	21
	安曇川	338	287	271	262	240	248	241	256
	高島	179	155	148	144	130	134	125	125
	新旭	359	283	292	272	253	249	231	241
	中学校 計	1,452	1,124	1,105	1,042	975	956	911	902
	(H25対比)	100%	77.4%	76.1%	71.8%	67.1%	65.8%	62.7%	62.1%

		H25	R5.5.1	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	小中学校 計	4,002	3,017	2,931	2,866	2,754	2,675	2,595	2,494
	(H25対比)	100%	75.4%	73.2%	71.6%	68.8%	66.8%	64.8%	62.3%

これらを本市の令和5年度児童生徒数および学級数に当てはめると、下図のとおり、小学校（全13校中）では学校規模の標準と分類されるのは2校で、他の11校が学校規模の標準を下回っています。また、中学校（全6校中）では、6校ともが学校規模の標準を下回っています。

令和5年度においては、複式学級が存在する規模の小学校4校（マキノ東小、マキノ西小、朽木東小、朽木西小）については、校務分掌の工夫や加配教員を配置することにより、複式学級を解消したり、非常勤講師の配置により、複式学級での授業を可能な限り解消したりするなどの対応を行っています。

令和5年度 通常の学級の児童生徒数および学級数 （令和5年5月1日現在）

学級数	小 学 校 名 (児童数：人)			
18 }	学校規模の標準			
12	安曇 295人	今津東 336人		
11 10 9	半分以上の学年でクラス替えができる規模			
	高島 235人	新旭南 228人	新旭北 253人	
8 7	全学年ではクラス替えができない規模			
	6学級：クラス替えができない規模			
6	青柳 122人	本庄 62人	今津北 72人	マキノ南 60人
5 4 3 2 1	複式学級が存在する規模			
	マキノ東 61人			
	朽木東 47人	マキノ西 44人		
	朽木西 5人			

学級数	中学校名 (生徒数：人)		
18 }	学校規模の標準		
12			
11 10 9	全学年でクラス替えができ、同学年で の複数教員配置や免許外指導の解消が 可能な規模		
	今 津 244人	安曇川 280人	湖 西 271人
8 7 6	全学年でクラス替えができ、同学年に 複数教員を配置できる規模		
	高 島 151人		
5 4	マキノ 114人	全学年ではクラス替えができない規模	
3	朽 木 26人	クラス替えができない規模	
2 1	複式学級が存在する規模		

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、1学級あたりの児童生徒数は、小学校は35人以下（但し、5・6年生は段階的に35人以下に変更）、中学校では40人以下となっています。

本市における令和5年度通常の学級に在籍する1学級あたりの人数および学級数は下表のとおりとなっております。本市の小学校の通常の学級1学級あたりの平均児童数は約20人で、1学級20人以下の小規模な学級が全体の約47%を占め、1学級あたりの児童数の減少が目立ってきています。

令和5年度 学級人数別 通常の学級数(県の基準に基づく学級数)

【小学校】

令和5年5月1日現在

学級人数 (人)	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	学級数	うち 複式	児童数 (人)
マキノ東小		2	3						5	1	61
マキノ西小		1	3						4	2	44
マキノ南小	1	2	2	1					6		60
今津東小					4	4	4		12		336
今津北小		2	4						6		72
朽木東小		1	2	1					4	2	47
朽木西小	2								2	2	5
安曇小					10		2		12		295
青柳小				3	3				6		122
本庄小		3	3						6		62
高島小				3	5		2		10		235
新旭南小				4	4		2		10		228
新旭北小				1	6	1	2		10		253
計	3	11	17	13	32	5	12	0	93	7	1820

【中学校】

学級人数 (人)	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	学級数	うち 複式	生徒数 (人)
マキノ中					4	1			5		114
今津中					5	1	3		9		244
朽木中	1	1	1						3		26
安曇川中						3	6		9		280
高島中					3	3			6		151
湖西中					3		6		9		271
計	1	1	1	0	15	8	15	0	41	0	1086

■複式学級の編制基準（小学校）

となり合う2つの学年の児童数の合計が16人までのときは、2つの学年の児童で1学級を編制する。（ただし、1年生を含むときは8人とする。）

■複式学級の編制基準（中学校）

となり合う2つの学年の生徒数の合計が8人までのときは、2つの学年の生徒で1学級を編制する。

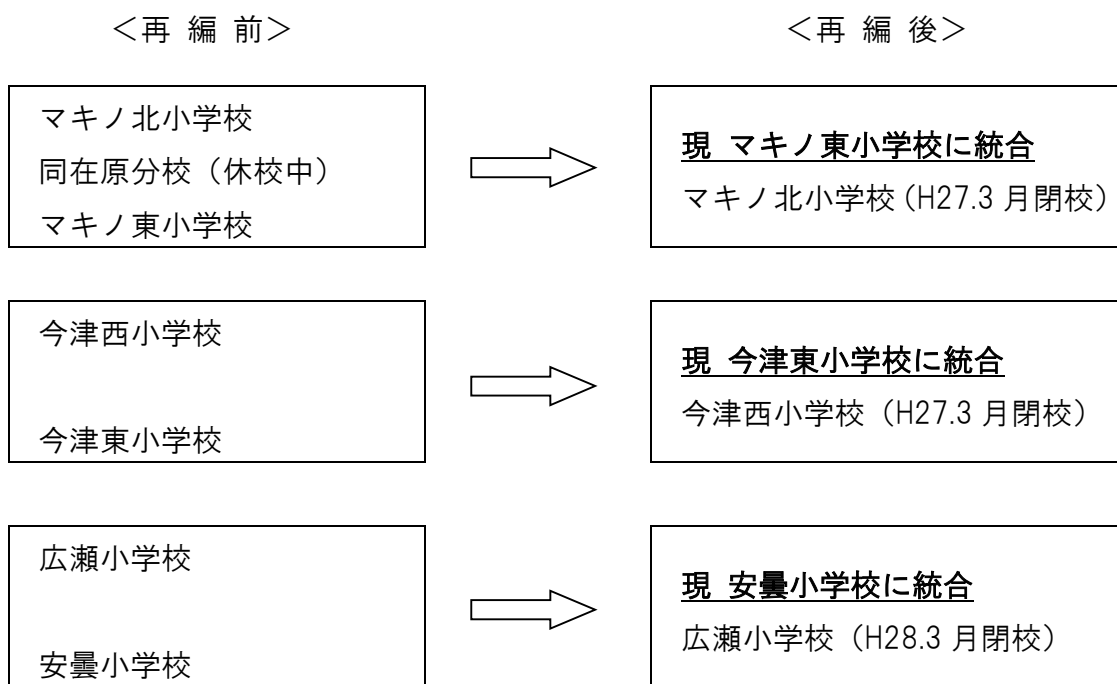
3 これまでの学校再編の経過

これまで、高島市学校規模適正化（学校再編）基本方針（平成26年3月）に基づき、市内の小中学校の小規模化により生じている複式学級等をはじめとする教育課題の解決に向けて、将来を展望したよりよい教育環境の整備に努めてきました。

（1）これまでの学校再編の対象と期間

これまでの学校再編は、市内小学校を対象とし、期間は児童数の推計が可能となる平成25年度から平成31年度までであり、中学校については、当面は現在の6校を維持することとしました。

（2）学校再編の経過



（3）学校再編の効果

1）複式学級の解消と学校力の確保

- ① 多人数の児童集団の中で学校生活を送り、学習活動等に多様な選択の幅ができ、切磋琢磨する機会が増えるといった集団教育のよさを生かせる環境が整えられた。
- ② 児童数の減による複式学級編制や教員配置の減は、校務運営や子どもの指導体制の維持にも困難さを生じさせるが、学校再編したことにより、学校の活力を維持し、子どもたちが多くの仲間の中で生き生きと学校生活が送れるようになった。

2) 教育環境の充実

- ① 学校再編により、多くの児童の中で多様な考えに触れ、お互いを認め合い、協力し合い、一人ひとりの資質や能力を伸ばすことが可能となった。また、再編前の学校の教員を再編後の学校に継続配置し、児童の悩みや不安に寄り添える体制を作ることにより、児童が新しい環境に円滑に順応することができた。
- ② 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進するため、対象校となった各学校の特色を加味した新しいカリキュラムを策定し、学校再編を機に、地域の特性を生かした教育活動を展開できた。
- ③ 学校再編と学区の広域化およびコミュニティ・スクールの推進により、地域に開かれた学校として、また地域のコミュニティ拠点として、児童生徒の活動を中心にして、地域の人々が交流できる場として機能するようになった。

3) 通学区域の広域化への対応

- ① 学校再編による通学距離や通学時間の増加に伴う負担軽減や通学路の安全確保を考慮し、通学区域の広域化に対応した。
- ② 年度当初に、保護者、地域の方の通学支援や教員による付き添いを実施したことにより、子どもたちが不安なく通学できるようになった。

Ⅱ 学校再編の基本的な考え方

1 学校再編の必要性

本市の小中学校の学校再編にあたっては、通学の状況、地域における学校の役割、あるいは、本市の財政状況など、総合的な観点からの検討が必要となりますが、「子どもたちにとってのよりよい教育環境の提供」という観点を中心に据えて考える必要があります。このため、次のような考え方にに基づき、学校再編を進めていきます。

(1) 教育環境の充実

- ① 集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができる環境を整えていきます。
- ② 活力ある教育活動を展開するため、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置できるよう、一定の学校規模の確保に努めます。

(2) 教育活動の充実

- ① 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進するため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動など、学校教育における新しい教育環境の整備に努めていきます。
- ② いじめや不登校、規範意識や社会性の低下など、教育に関する様々な課題に適切に対応していきます。
- ③ 学校施設が地域コミュニティの拠点として機能し、地域の人々が様々な活動を通して交流できる場として、幅広い世代のニーズに応えられるよう努めていきます。

(3) 市全体の学校配置

- ① 全市的な学校配置を考慮し、特に小規模化が進む学校を優先して、学校再編の取り組みを推進します。
- ② 市全体としての学校の適正配置や校区の範囲について、地域のバランスを考慮しながらより広域的な視点から柔軟に検討します。

2 基本的な考え方

(1) 学校規模の考え方

法令や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数が定められているなど、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえます。

「学校教育法施行規則」では、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする」と示されています。一方で「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」という弾力的な運用が可能となっています。

このことから、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的、かつ合理性があると考え、通学距離や通学時間等、さらには地域の実情を踏まえた上で、本市における学校規模の基準を次のとおり設定します。

■高島市における学校規模の基準

▼小学校

6 学級以上（各学年 1 学級以上）で、複式学級とならない規模。
クラス替えが可能となる学校規模が望ましい。

▼中学校

3 学級以上（各学年 1 学級以上）で、複式学級とならない規模。
クラス替えが可能となる学校規模が望ましい。

(2) 学校再編の方法

基準となる学校規模を確保するために、通学上の安全確保などの条件を十分に検討することを前提としながら、複式学級の解消等が課題となる小規模校を優先的に、統廃合を基本とする学校再編に努めていきます。

(3) 学校区

小学校の統廃合を進める上での学校区の範囲は、現行の中学校通学区域内を基本とします。

(4) 通学区域

通学区域の拡大により、通学距離や通学時間が児童生徒の心身に与える負担、通学路の安全確保、保護者の経済的負担、学校の教育活動への影響等の観点に立って、慎重に検討します。

学校再編に伴う遠距離通学の支援について、小学校児童：概ね2 km以上、中学生：概ね4 km以上の基準を超える場合は、コミュニティバスなど公共交通機関の利用や、地域の実態に合わせて通学用バスの運行等について検討を行うものとします。

(5) 施設・設備の有効活用

学校は、それぞれ長い歴史を有し、地域のシンボルとして地域住民から親しまれていることを踏まえると、再編は地域にとっても大きな課題であります。

このため、学校再編の結果、使用しなくなる学校施設については、地域等の意見を尊重しながら、幅広く活用法や運営主体の方策を検討する必要があります。全国的には、福祉や防災等の公共的施設としての利用のほか、研修宿泊施設、高齢者福祉施設、レクリエーション施設、子育て支援施設、公園、コミュニティセンターなどの活用事例があります。これらの例を参考に、より有効な活用方法を検討していきます。

(6) 保護者や地域住民との共通理解

学校再編を進めるにあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮が必要となります。そのためには、児童生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に説明し、学校再編の必要性についての共通理解を深めながら進めていきます。

Ⅲ 各中学校区の小中学校再編基本方針

1 基本方針の期間および内容

市内の小中学校の小規模化により生じている複式学級等をはじめとする教育課題の解決に向けて、小中学校の再編に計画的に取り組むとともに、将来を展望したよりよい教育環境の整備について検討を行います。

- (1) 本方針の期間は、市内小中学校の児童生徒数の推計が可能となる令和6年度から令和11年度までとします。
- (2) 中学校については、地理的・歴史的な経緯および行政区分を踏まえ、当面は現在の6校を維持することとし、今後、小学校再編の状況や生徒数の推移を踏まえた上で検討します。

2 各中学校区内の現状と学校再編の方向性

計画期間の各中学校区における取り組み内容は次のとおりとし、計画的に市内小中学校の学校再編を進めていきます。(12～18ページ)

(1) マキノ中学校区

① 現 状

令和5年度はマキノ中学校区内のマキノ東小学校においては、複式学級が1学級発生する状況でしたが、校内人事の工夫により各学年1学級が維持できています。マキノ西小学校は、加配措置により1学級は複式学級が解消されましたが、1学級は複式学級であるため、非常勤講師の配置により、可能な限り複式学級での授業を避ける手立てを講じています。

令和6年度は学区内の3小学校とも児童数の定数上、複式学級が想定されており、引き続き複式学級での授業を避ける手立てが必要な状況です。

当地域では、他地域に先がけて学校再編についての話し合いがもたれてきた経過を踏まえ、速やかに複式学級の解消に向けて学校再編に取り組む必要があります。

マキノ中学校区 児童生徒数の推移（推計）

令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	マキノ東小	R6年度	18	9	11	14	10	6	68
		R7年度	9	18	9	11	14	10	71
		R8年度	7	9	18	9	11	14	68
		R9年度	9	7	9	18	9	11	63
		R10年度	5	9	7	9	18	9	57
		R11年度	4	5	9	7	9	18	52
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	5
	マキノ西小	R6年度	5	7	6	6	7	5	36
		R7年度	5	5	7	6	6	7	36
		R8年度	5	5	5	7	6	6	34
		R9年度	3	5	5	5	7	6	31
		R10年度	0	3	5	5	5	7	25
		R11年度	5	0	3	5	5	5	23
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	4
	マキノ南小	R6年度	9	6	7	13	16	5	56
		R7年度	11	9	6	7	13	16	62
		R8年度	8	11	9	6	7	13	54
		R9年度	7	8	11	9	6	7	48
		R10年度	7	7	8	11	9	6	48
		R11年度	5	7	7	8	11	9	47
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	5
	小学校計	R6年度	32	22	24	33	33	16	160
		R7年度	25	32	22	24	33	33	169
		R8年度	20	25	32	22	24	33	156
		R9年度	19	20	25	32	22	24	142
		R10年度	12	19	20	25	32	22	130
		R11年度	14	12	19	20	25	32	122
中学校	マキノ中	R6年度	41	30	45				116
		R7年度	16	41	30				87
		R8年度	33	16	41				90
		R9年度	33	33	16				82
		R10年度	24	33	33				90
		R11年度	22	24	33				79
	R6 学級数		2	1	2				5

※ は複式学級編制

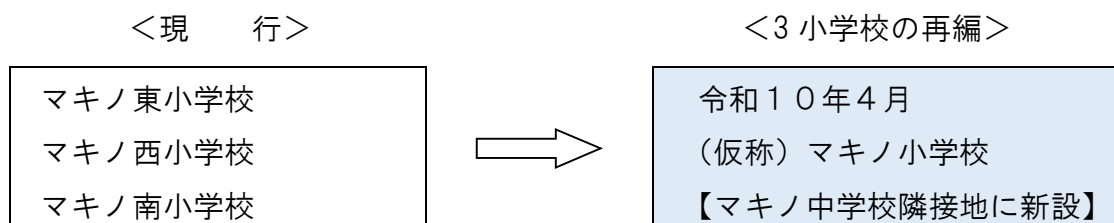
② 学校再編の方向性

マキノ中学校区においては、平成１３年度に他の地域に先駆けて小学校統廃合の検討が行われ、平成２０年度には、保護者や地域住民で組織された「マキノ地域の適正な学校規模を考える懇話会」において、小学校の統廃合が必要な時期にきているとの意見が出されました。その後、保護者アンケートや学校ごとの懇談会等を経て、平成２７年度にマキノ北小学校がマキノ東小学校に統合され、マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校の３校となり、現在に至っています。

令和５年度からマキノ西小学校において複式学級が１学級発生し、今後は、他の２小学校においても複式学級を編制せざるを得ない状況になることが想定されることに加え、現時点では、令和１０年度のマキノ西小学校の入学対象者は０人、３小学校の入学対象者の合計は１２人と推定されます。

また、令和９年度から、マキノ東こども園とマキノ西こども園が統合され「マキノこども園」が開園される計画が既に示されています。さらには、令和６年度末には、学校給食センターの集約化に伴い、マキノ学校給食センターが解体され、マキノ中学校に隣接する用地が確保できます。

マキノ中学校区内のこれまでの再編の経過や今後の児童数の推移を勘案し、地域の方々からは、マキノ学区の小学校は一つにすべきというご意見もいただいております。当地域における小学校は１校が適当であると考えられることから、地域・保護者の方々のご理解をいただいた後、令和１０年４月を目途に、３小学校の再編を進めます。



３小学校の再編にあたっては、名称を「マキノ小学校（仮称）」として、マキノ中学校の隣接地に校舎を新設します。さらに、統合に向けては３小学校の交流学习の充実を図り、統合後には小中一貫教育校として小中一貫教育の推進を図ります。

学校再編後の、使用しなくなる学校施設については、地域等の意見を尊重しながら、幅広く活用法や運営主体の方策を検討します。

今後、保護者や地域住民の方々との協議の場を設け、再編新設に向けた取り組みを推進します。

(2) 今津中学校区

① 現 状

今津中学校区内の今津北小学校は、数年後には児童数が10人を下回る学年が複数となることが想定されますが、当面の期間、2校ともに高島市の学校規模の基準を満たすことが予想されます。

今津中学校区 児童生徒数の推移（推計）

令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	今津東小	R6年度	38	46	59	45	66	69	323
		R7年度	67	38	46	59	45	66	321
		R8年度	47	67	38	46	59	45	302
		R9年度	45	47	67	38	46	59	302
		R10年度	44	45	47	67	38	46	287
		R11年度	33	44	45	47	67	38	274
	R6 学級数		2	2	2	2	2	2	12
	今津北小	R6年度	9	12	9	9	16	13	68
		R7年度	11	9	12	9	9	16	66
		R8年度	15	11	9	12	9	9	65
		R9年度	8	15	11	9	12	9	64
		R10年度	8	8	15	11	9	12	63
		R11年度	9	8	8	15	11	9	60
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	6
	小学校計	R6年度	47	58	68	54	82	82	391
		R7年度	78	47	58	68	54	82	387
		R8年度	62	78	47	58	68	54	367
		R9年度	53	62	78	47	58	68	366
		R10年度	52	53	62	78	47	58	350
		R11年度	42	52	53	62	78	47	334
中学校	今津中	R6年度	67	96	80				243
		R7年度	82	67	96				245
		R8年度	82	82	67				231
		R9年度	54	82	82				218
		R10年度	68	54	82				204
		R11年度	58	68	54				180
	R6 学級数		2	3	3				8

※  は複式学級編制

②学校再編の方向性

今津北小学校の児童数減少が顕著であるため、将来的には今津中学校区全体としての学校再編について検討する必要があります。

(3) 朽木中学校区

① 現 状

令和5年度は、朽木東小学校において2学級の複式学級が発生しました。うち1学級は加配措置により解消されましたが、うち1学級は複式学級であるため、非常勤講師の配置により、可能な限り複式学級での授業を避ける手立てを講じています。

また、朽木中学校についても、現時点では各学年1学級を有する規模を維持していますが、今後は著しい生徒数の減少が見込まれます。

朽木中学校区 児童生徒数の推移（推計） 令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	朽木東小	R6年度	4	7	4	8	7	9	39
		R7年度	6	4	7	4	8	7	36
		R8年度	6	6	4	7	4	8	35
		R9年度	8	6	6	4	7	4	35
		R10年度	3	8	6	6	4	7	34
		R11年度	6	3	8	6	6	4	33
	R6 学級数		1		1		1		3
	朽木西小	R6年度	0	1	0	1	0	0	2
		R7年度	0	1	1	0	1	1	4
		R8年度	0	0	1	1	0	1	3
		R9年度	2	0	0	1	1	0	4
		R10年度	0	2	0	0	1	1	4
		R11年度	0	0	2	0	0	1	3
	R6 学級数		0	1			0	0	1
	小学校計	R6年度	4	8	4	9	7	9	41
		R7年度	6	5	8	4	9	8	40
		R8年度	6	6	5	8	4	9	38
		R9年度	10	6	6	5	8	4	39
		R10年度	3	10	6	6	5	8	38
		R11年度	6	3	10	6	6	5	36
中学校	朽木中	R6年度	15	8	12				35
		R7年度	9	15	8				32
		R8年度	8	9	15				32
		R9年度	9	8	9				26
		R10年度	4	9	8				21
		R11年度	8	4	9				21
	R6 学級数		1	1	1				3

※  は複式学級編制

※朽木東小学校…R6年度の1年・2年は、今後の児童数減や特別支援学級入級の見込みにより、複式学級編制の想定
 ※朽木西小学校…R7年度以降の転入生の情報を反映して作成→朽木中R8年度以降に反映（斜字体で表記）

②学校再編の方向性

朽木中学校区においては、これまでから小規模化に伴う協議を進めてきた経緯を踏まえ、通学距離や通学方法等の特別事情を十分に考慮し、引き続き、学校再編について検討します。

(4) 安曇川中学校区

① 現 状

安曇川中学校区内の3小学校（安曇小、青柳小、本庄小）は、それぞれ現時点では各学年1学級以上を有する規模となっています。このうち安曇小学校は、今後の児童数の増加により12学級以上の学級数を有する規模を維持することが予想されます。また、当面の期間は3小学校ともに高島市の学校規模の基準を満たすことが予想されます。

安曇川中学校区 児童生徒数の推移（推計）

令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	安曇小	R6年度	52	65	42	55	48	51	313
		R7年度	71	52	65	42	55	48	333
		R8年度	55	71	52	65	42	55	340
		R9年度	66	55	71	52	65	42	351
		R10年度	59	66	55	71	52	65	368
		R11年度	53	59	66	55	71	52	356
	R6 学級数		2	2	2	2	2	2	12
	青柳小	R6年度	19	19	18	25	24	17	122
		R7年度	20	19	19	18	25	24	125
		R8年度	16	20	19	19	18	25	117
		R9年度	10	16	20	19	19	18	102
		R10年度	9	10	16	20	19	19	93
		R11年度	16	9	10	16	20	19	90
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	6
	本庄小	R6年度	11	11	12	9	8	11	62
		R7年度	10	11	11	12	9	8	61
		R8年度	7	10	11	11	12	9	60
		R9年度	7	7	10	11	11	12	58
		R10年度	7	7	7	10	11	11	53
		R11年度	9	7	7	7	10	11	51
	R6 学級数		1	1	1	1	1	1	6
	小学校計	R6年度	82	95	72	89	80	79	497
		R7年度	101	82	95	72	89	80	519
		R8年度	78	101	82	95	72	89	517
		R9年度	83	78	101	82	95	72	511
		R10年度	75	83	78	101	82	95	514
		R11年度	78	75	83	78	101	82	497
中学校	安曇川中	R6年度	81	102	88				271
		R7年度	79	81	102				262
		R8年度	80	79	81				240
		R9年度	89	80	79				248
		R10年度	72	89	80				241
		R11年度	95	72	89				256
	R6 学級数		3	3	3				9

※  は複式学級編制

②学校再編の方向性

本庄小学校の児童数の減少に伴い、将来的には、他の小学校を含めた安曇川中学校区全体として、学校再編について検討する必要があります。

(5) 高島中学校区

① 現 状

高島中学校区では、昭和40年に旧第1から旧第4の4小学校が再編して現在の高島小学校となり、1小学校1中学校の教育環境となっています。今後は、クラス替えが可能な各学年2学級が編制できない学年が増えていくことが予想されます。

高島中学校区 児童生徒数の推移（推計） 令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	高島小	R6年度	37	38	43	44	38	52	252
		R7年度	30	37	38	43	44	38	230
		R8年度	35	30	37	38	43	44	227
		R9年度	19	35	30	37	38	43	202
		R10年度	35	19	35	30	37	38	194
		R11年度	14	35	19	35	30	37	170
	R6 学級数		2	2	2	2	2	2	12
中学校	高島中	R6年度	40	52	56				148
		R7年度	52	40	52				144
		R8年度	38	52	40				130
		R9年度	44	38	52				134
		R10年度	43	44	38				125
		R11年度	38	43	44				125
	R6 学級数		2	2	2				6

②学校再編の方向性

高島小学校、高島中学校は小中一貫教育校・高島学園として、今後も教育環境や学習カリキュラムの充実を図り教育効果を高めていくこととします。

(6) 湖西中学校区

① 現 状

新旭南小学校、新旭北小学校ともに、クラス替えが可能な各学年2学級が編制できない学年が増えてきました。今後の児童生徒数の微減は考えられますが、現状に近い学級規模を維持できることが予想されます。

湖西中学校区 児童生徒数の推移（推計） 令和6年（2024年）2月21日現在（人）

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	新旭南小	R6年度	37	37	31	39	31	50	225
		R7年度	40	37	37	31	39	31	215
		R8年度	24	40	37	37	31	39	208
		R9年度	31	24	40	37	37	31	200
		R10年度	26	31	24	40	37	37	195
		R11年度	25	26	31	24	40	37	183
		R6 学級数	2	2	1	2	1	2	10
	新旭北小	R6年度	42	53	36	45	49	35	260
		R7年度	41	42	53	36	45	49	266
		R8年度	50	41	42	53	36	45	267
		R9年度	40	50	41	42	53	36	262
		R10年度	40	40	50	41	42	53	266
		R11年度	40	40	40	50	41	42	253
		R6 学級数	2	2	2	2	2	1	11
	小学校計	R6年度	79	90	67	84	80	85	485
		R7年度	81	79	90	67	84	80	481
		R8年度	74	81	79	90	67	84	475
		R9年度	71	74	81	79	90	67	462
		R10年度	66	71	74	81	79	90	461
		R11年度	65	66	71	74	81	79	436
中学校	湖西中	R6年度	88	99	105				292
		R7年度	85	88	99				272
		R8年度	80	85	88				253
		R9年度	84	80	85				249
		R10年度	67	84	80				231
		R11年度	90	67	84				241
		R6 学級数	3	3	3				9

②学校再編の方向性

小中学校ともに児童生徒数が減少傾向にありますが、当面は現状を維持しつつ、教育活動の充実に努めます。

■資料 学校施設の整備状況

市内小中学校施設一覧

施設名	児童生徒数 (R5.5.1/人)	種別	面積	棟名	延床面積	建築 年度	構造・階
マキノ東小学校	65	校地面積	5,534 m ²	校舎	2,011 m ²	S46	RC造 3
		運動場	6,176	体育館	614	H24	RC造
マキノ西小学校	45	校地面積	6,050 m ²	校舎	1,902 m ²	S60	RC造 3
		運動場	6,070	体育館	735	S61	RC造
マキノ南小学校	62	校地面積	8,967 m ²	校舎	2,580 m ²	S62	RC造 3
		運動場	5,681	体育館	721	S59	RC造
今津東小学校	348	校地面積	15,697 m ²	校舎	5,827 m ²	S40	RC造 3
		運動場	9,620	体育館	1215	H19	RC造
今津北小学校	75	校地面積	5,062 m ²	校舎	2,675 m ²	S44	RC造 3
		運動場	7,200	体育館	785	S46	鉄骨造
朽木東小学校	48	校地面積	5,414 m ²	校舎	2,533 m ²	S36	RC造 2
		運動場	6,745	体育館	665	H23	RC造
朽木西小学校	5	校地面積	1,508 m ²	校舎	491 m ²	S59	RC造 2
		運動場	3,246	体育館	178	S59	鉄骨造
安曇小学校	314	校地面積	7,428 m ²	校舎	4,700 m ²	S58	RC造 3
		運動場	7,287	体育館	1105	S59	RC造
青柳小学校	129	校地面積	7,264 m ²	校舎	3,848 m ²	S41	RC造 3
		運動場	5,846	体育館	1083	S61	RC造
本庄小学校	62	校地面積	8,080 m ²	校舎	3,475 m ²	H1	RC造 3
		運動場	7,285	体育館	880	H1	RC造
高島小学校	246	校地面積	10,462 m ²	校舎	3,897 m ²	S40	RC造 3
		運動場	6,981	体育館	1302	H13	RC造
新旭南小学校	233	校地面積	7,832 m ²	校舎	4,816 m ²	S42	RC造 3
		運動場	5,521	体育館	891	S54	RC造
新旭北小学校	261	校地面積	6,948 m ²	校舎	4,350 m ²	S44	RC造 3
		運動場	6,630	体育館	989	S59	RC造
マキノ中学校	118	校地面積	14,725 m ²	校舎	3,701 m ²	S42	RC造 3
		運動場	18,009	体育館	1733	H20	RC造
今津中学校	256	校地面積	18,610 m ²	校舎	6,668 m ²	S51	RC造 3
		運動場	22,000	体育館	3051	S52	RC造
朽木中学校	25	校地面積	7,575 m ²	校舎	2,953 m ²	S46	RC造 3
		運動場	9,656	体育館	1158	H23	RC造
安曇川中学校	287	校地面積	9,264 m ²	校舎	5,766 m ²	S47	RC造 3
		運動場	10,494	体育館	1726	H15	RC造
高島中学校	155	校地面積	9,587 m ²	校舎	4,058 m ²	S46	RC造 3
		運動場	7,655	体育館	2493	H13	RC造
湖西中学校	283	校地面積	5,000 m ²	校舎	4,853 m ²	S51	RC造 3
		運動場	16,384	体育館	1371	S53	RC造

※体育館面積には格技場等を含む ※プールおよび付帯施設は延床面積に含まない

報告第18号

高島市教育委員会が所管する施設の臨時休館等について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条、高島市文化ホールの設置および管理に関する条例（平成27年高島市条例第24号）第4条第3項、高島市体育施設の設置および管理に関する条例（平成27年高島市条例第25号）第4条第3項、高島市立学校施設の開放に関する規則（平成27年高島市教育委員会規則第14号）第6条第2項および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高島市教育委員会が所管する施設を臨時休館および開館時間の変更をしたので報告する。

令和6年9月18日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

1 臨時休館した施設および期間

施設名	期間
マキノ図書館	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津図書館	令和6年8月31日（土）
新旭図書室	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
朽木図書サロン	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
安曇川図書館	令和6年8月31日（土）
高島図書室	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
高島市民会館	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
藤樹の里文化芸術会館	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
ガリバーホール	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
マキノグラウンド	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
マキノ屋内グラウンド	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津勤労者体育センター	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津北体育館	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津上体育館	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津弘川運動公園	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
今津水泳プール	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
横山農村広場	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）
学校施設（学校開放）	令和6年8月31日（土）および9月1日（日）

2 開館時間を変更した施設および日時

今津図書館および安曇川図書館

令和6年9月1日（日）午前10時から午後6時まで（1時間繰上げて閉館）

3 理由

台風10号接近に伴い、利用者および職員の安全を確保するため

報告第19号

高島市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第3号および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第4条第1項第1号の規定に基づき、令和6年9月1日に下記のとおり人事異動を発令したので報告する。

令和6年9月18日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

市長部局に出向

職階	新所属名	職名	氏名	旧所属名	職名
技能職	今津東保育園	調理師	土肥 正和	今津学校給食センター	調理師
技能職	古賀保育園	調理師	野上 王一	今津学校給食センター	調理師

報告第 20 号

令和 6 年 9 月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和 6 年 9 月高島市議会定例会一般質問について、別紙のとおり教育委員会に関する答弁結果を報告する。

令和 6 年 9 月 18 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

別紙

令和 6 年 9 月 高島市議会定例会
一般質問通告事項および答弁者一覧表

会派代表

会派名 氏名	質問事項	答弁者
至誠会 廣部 真造 議員	より良い市民福祉のために 3 期 1 2 年の総括を	教育長

個人

氏名	質問事項	答弁者
河越 安実治 議員	保護者や地域住民の声を反映した新 設学校に向けて	教育総務部長 教育指導部長
板持 文子 議員	市立図書館の持続的な運営について	教育総務部長

令和6年9月10日

廣部議員

（質問番号1）より良い市民福祉のために3期12年の総括をについて

2 教育環境の最適化について

市長答弁

（答）次に、2つ目の視点の「教育環境の最適化について」であります
が、これまでから、小中学校の計画的な大規模改修あるいは、1人1
台端末の整備さらには教員の負担を軽減するための校務支援システム
の導入の他、来年度には中学校体育館への空調設備の設置など、教育
環境の充実に努めてきたところでもあります。

現在、小中学校におきましては、市独自の加配教員を配置して、小中
の学びの連続性を生かした小中一貫教育を推進することによりまして、
更なる学力の向上を図りますとともに、地域の皆さまからのご支援を得
まして学校と地域が協働した教育活動を展開するなど、高島の未来を切
り拓く人づくりを目指して、各校の特色を生かした「地域とともにある
学校づくり」に取り組んでいただいているところであります。

先ほど、廣部議員からご紹介いただきました「高島市小中学校再編基
本方針（案）」につきましては、全国的に少子化が進む中、本市におい
ても児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が深刻な課題となってお
りますことから、子どもたちにとりまして、よりよい教育環境を整える
ため、この基本方針（案）を策定させていただいたものであります。

このように、今を生きる子どもたちにとりまして、より良い教育環境
の在り方を議論し、将来を見据えながら、勇気をもって、かつ迅速に見
直すべきものは、臨機応変に直ちに行動することは、行政運営上、極め
て重要な視点であり、先ほどご紹介いただきました朝令暮改という良い
意味でのそういう臨機応変に直ちに迅速に対応するということからし
ますと、共感できる方針と受け止めております。

今後も引き続きまして、高島の将来を担う子どもたちのため、教育を

取り巻く社会情勢の変化を見据えまして、教育環境の最適化を図ってまいりたいと考えているところであります。

(再質問)

学校に登校しにくい子どもたちがいます、いろんな事情がある中で、課題となっているのが出席の取り扱いです。今の時点でお答えがあれば答弁をいただきたい。

市長答弁

(答) いわゆる教育機会確保法が平成29年から30年にかけて、国会で議員提案で提案されて可決されたところであります。

その中でフリースクールの取り扱いも明示をさせていただきました。

それ以来数年経つわけでありますけれども、全国的にフリースクールが安定的に、あるいはしっかりとした体制で整備ができているかっていうのは、これはなかなか難しい課題もそれぞれの地域でおありのようで、様々なスタイルでフリースクールが存在をしております。

市内にも複数のフリースクールがあり、複数の子どもたちが市内あるいは市外のフリースクールを一部利用しているという実態もございます。

そのような中で、私の思いとしては、義務教育の世界でありますこと、かつ教育機会確保法を議員提案で国会審議し、そして可決した以上は、国の責任として子どもたちの教育の機会をどのように確保していくかという方針をやはり明確にすべきだろうということはこれまで申し上げてきたところであります。そのような中で、フリースクールを利用する子どもたちの出席日数については、一定各学校とそれからフリースクールの運営者、それからもちろん保護者も含めて協議し、教育委員会の方で事情を勘案して、対応しているというふうに承知をしております。

それらの詳細につきましては教育委員会の方から答弁をさせますのでよろしくお願いします。

教育長答弁

(答) お答えをいたします。

不登校の問題につきましては、本市におきましても大きな課題でございます。

全ての子どもたちの居場所づくりにおきまして出席扱いの問題についても重要な課題であろうかというふうに思っているところでございます。全ての子どもにとりまして、より良い環境を整えられますように、これまでからも学校そして保護者また関係の団体等に話し合いもしながら、子どもたちの出席扱いについては検討してまいりました。

今後ともこれからますます世の中の教育を取り巻く情勢が変わってこようかというふうに思いますので、その全体的な流れも把握をさせていただきながら、十分検討の上、子どもたちのよりよい環境作りに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

令和6年9月11日

河越議員

（質問番号2）保護者や地域住民の声を反映した新設学校に向けて

- 1 説明会や保護者アンケートの結果、さらにはパブリックコメントではどのような意見があり、今後の取り組みにどのように生かしていくのか
- 2 新設学校のハード整備において、地域の意見を聞き、地域の皆さまが集えるようなモデル的な整備についても検討されるべきではないか
- 3 市制施行以降、はじめて新設学校となるが課題とその課題解決に向けた取り組みについて、どのような想定をされているか。
- 4 基本方針決定までのスケジュールと、令和10年4月までのロードマップをどのように描いているのか

教育総務部長答弁

（答）河越議員の質問番号2の「保護者や地域住民の声を反映した新設学校に向けて」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「説明会や保護者の意見を把握するためのアンケート調査の結果、さらにはパブリックコメントにおいて、どのような意見があり、今後の取り組みにどのように生かしていくのか」についてでございますが、本年4月24日開催の教育委員会におきまして『高島市小中学校再編基本方針（案）』が決定をされましてから、この基本方針案の主要な柱であり、最も影響がありますマキノ中学校区に対しまして、関係団体等との日程調整を行い、6月下旬にマキノ地域の小中学校のPTAや、こども園の保護者会の役員の皆さま、学校運営協議会等の皆さまを対象とした説明会を開催させていただきました。

その後、7月に入りましてからは、関係する小学校やこども園の保護者の皆さま、そしてマキノ地域の区長・自治会長の皆さま、さらに住民自治協議会の皆さまへと、それぞれに説明会の機会を設けていただいたところでございます。

保護者の皆さまには、各学校等を通じましてアンケート調査へのご協力をお願いし、保護者167世帯中、107世帯（回答率64%）のご回答をいただき、また、パブリックコメントにつきましては、7月31日から1か月間、市のホームページや各支所の窓口において意見募集を行い、8人の方からご意見を寄せていただいたところであります。

ご意見につきましては、PTA関係者や保護者の皆さまを対象とした説明会では、通学路や通学方法に関する質問やご意見が多く、また、校舎を新設する場合の機能面に関する質問やご要望も複数ございました。

いずれの会場でも、その多くが統合後の新たな学校生活に関する質問やご要望が中心であり、その後のアンケート調査の結果におきましても、85%の保護者の皆さまが、今回の統合案に賛成のお考えをお示しいただいたところであります。

一方で、区長・自治会長会議や住民自治協議会など、地域住民の皆さまに対する説明会では、閉校となった学校の跡地利用に関するご質問やご意見が多く、また、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見では、小規模校ならではのメリットに関するご意見がある一方で、将来のさらなる人口減少を見据え、より広域的な学校統廃合の必要性に関するご意見などもございました。

このように、今回の基本方針（案）に対するご意見は、それぞれのお立場によって様々ではありますが、いずれも大変貴重なご意見であり、市といたしましては、こうしたご意見を踏まえ議論を丁寧に行っていくことで、今後の取り組みにしっかりと反映してまいりたいと考えております。

次に2点目の「新設学校という機会を捉え、ハード整備の面においても地域の意見を聞き、地域の皆さまが集えるようなモデル的な学校整備を検討すべきではないか」についてでございますが、本市の小中学校では、地域とともにある学校づくりに取り組んでいるところであり、より一層、地域に開かれた学校づくりを実現していくためには、地域の皆さまとの協働による学校づくりを進めていくことが不可欠であると考え

ております。

学校再編に際しましては、ハード面での整備に限らず、幅広く地域の皆さまのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところであります。

モデル的な学校整備の事例として、議員からご提案いただきました、地域の方が立ち寄れる広場や、学校図書館および体育館等の整備につきましては、学校施設の設置基準に照らし合わせ、他の自治体の取り組み事例も参考にしながら、地域の皆さまのご意見を可能な限り反映できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に３点目の「新設における課題と課題解決に向けた取り組みについて、どのような想定をしているのか」についてでございますが、本市で、これまでに行われてきた学校の統廃合は、いずれも閉校する学校を既設の学校に統合するものであり、今回のような学校の新設は、はじめてのケースとなります。

特に、新たな校舎の建設には、多額の予算と複数年にわたる工事期間を要しますが、将来の児童生徒数等も勘案しながら、適正な規模の施設整備を行うことが求められますことから、学校施設の設置基準に照らした協議や検討を積み重ねながら、計画的な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

また、新設ならではの課題といたしまして、新しい学校名の決定、校章や校歌の作成、体操服や学用品の選定、さらには安全な通学路や通学方法の検討のほか、新設校の教育方針や教育計画の策定などを検討し、決定していかなければならない数多くの事柄がございます。

こうした課題の解決に向けた主な取り組みといたしましては、新設小学校の開校に係る準備協議会を設置して、必要な事項について一つ一つ丁寧に協議を重ねながら、開校に向けた準備を進めていくことを想定しております。

また、学校統合に伴い、子どもたちの学校生活を取り巻く環境が大きく変化することとなりますので、統合に向けた準備期間を設け、子ども

たちの学習活動のみならず、こころのケアにも十分な配慮が必要であるものと考えているところでございます。

最後に4点目の「基本方針決定までのスケジュールと、令和10年4月までのロードマップをどのように描いているのか」についてでございますが、『高島市小中学校再編基本方針』の決定につきましては、説明会やアンケート調査の結果、さらにはパブリックコメントのご意見等も踏まえながら、今年18日に開催予定の教育委員会9月定例会においてご審議いただくこととしております。基本方針として議決をいただきました後に、速やかに（仮称）マキノ小学校開校準備協議会を設置し、必要な協議に取りかけられる体制の整備に着手してまいりたいと考えております。

また、新校舎の建設費等につきましては、令和7年度の当初予算に実施設計に係る委託料を計上し、建設工事を令和8年度と令和9年度の2か年で施工し、令和10年4月の開校が迎えられるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

（再質問）

説明会では、通学路や通学距離が長くなる事への心配の声が多くあったと聞く。登下校は、地域のボランティア活動をされている多くの方々の協力で安全が確保されている現状がある。通学路や通学方法の選定には、地域の皆さまの意見を聴くことは欠かせないと思うがどのように考えているか。また、スクールバスを検討するにあたり課題もあると思うが、どのように考えているか。

教育指導部長答弁

（答）お答えいたします。

登下校時の安全確保につきましては、各学校においてスクールガードのみなさまや学校ボランティアの方々の活動により、児童生徒の見守り

等の取り組みをお支えいただいているところでございます。

市内小中学校の遠距離通学につきましては、これまでから路線バスやコミュニティバス、スクールバス、通学タクシー等を活用して安全な通学手段を確保しており、通学にかかる費用はすべて市の負担としてきたところでございます。

この度のマキノ地域の学校再編に伴い、安全な通学路の検討や遠距離通学における交通手段の確保など、通学区域の広域化への対応が必要であると考えております。

併せて、スクールガードのみなさまや学校ボランティアの方々の見守り活動の体制づくりとともに、コミュニティバスやスクールバス等の交通手段に関する諸課題につきましては、交通施策の担当部局等とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、登下校の安全確保につきましては、新小学校の開校に係る準備協議会において、丁寧に協議を重ねながら、開校に向けた準備を進めていくことを想定しております。

以上でございます。

(再質問)

教育委員会で基本方針が決定されれば、準備協議会を立ち上げ、様々な事柄を協議することになると思いますが、この協議会のメンバーをどのように想定をしているのか。また、協議会の場で校舎の機能面などについて、地域の方々の意見を聴く場面はあるか。

教育総務部長答弁

(答) 協議会の構成と新校舎についての意見聴取に関するご質問でございますが、この基本方針を決定いただいた後、速やかに「準備協議会」の設置につきまして、教育委員会において審議いただきたいと考えております。

準備協議会の構成員の想定といたしましては、過去のマキノ、今津、

安曇川地域での事例も参考にしますと、小中学校の教職員、小中学校およびこども園の保護者の代表、マキノ地域の区長・自治会長の代表、関係学校の学校運営協議会の代表や、地域学校協働活動推進員、マキノ地域の住民自治協議会の代表といった方々のほか、先程もご意見をいただきました通学方法については、大変重要な課題と考えておりますので、マキノ支所や都市政策課の職員なども加えて考えているところでございます。

具体的な人選につきましては、準備協議会の設置が教育委員会で決定いただきましたら、関係する学校や団体と調整を行っていきたいと考えております。関係者の皆さまには、これまでから学校の教育活動を熱心にお支えいただいている方々ですので、そういった地域の方々のご意見をお聴きしながら、校舎の関係も含めて数多くの事柄について、必要な協議・調整を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【担当：教育総務部 教育総務課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和6年9月12日

板持議員

（質問番号1）市立図書館の持続的な運営について

- 1 図書の貸出状況および県内他市との比較について
- 2 図書館協議会はどのような内容で開催されているか
- 3 現在の図書館司書を含む運営体制について
- 4 今後の司書採用について

教育総務部長答弁

（答）板持議員の質問番号1の「市立図書館の持続的な運営について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「図書の貸出状況および県内他市との比較について」でございますが、令和5年度の日本図書館協会公共図書館調査では、本市立図書館の貸出冊数の合計は約44万冊であり、市民1人あたりの貸出冊数は約9.4冊となります。一方で、県内の平均は約6.7冊であり、本市は県内自治体で5番目の貸出冊数となっております。

また、年間の貸出サービスを利用した実人数を示す有効登録者数は、約7,300人で、市民の約16パーセントの方が図書館をご利用いただいております。県平均の14パーセントを上回っているところでございます。

今後の貸出冊数の推移につきましては、人口減少が図書館の利用数にも、少なからず影響を与えるものと考えておりますが、学校・園や福祉施設などに訪問し、貸出を行っている訪問貸出の拡充を検討するなど、人口減少時代に対応した図書館運営を目指してまいりたいと考えております。

次に2点目の「図書館協議会はどのような内容で開催されているのか」についてでございますが、図書館協議会は図書館法および市の条例の規定により設置をしており、学識経験者や図書にかかわるボランティア活動をされている方々など、合計11人にご就任いただいております。協

議会は、年に3回程度開催することとしており、主には図書館運営に関する報告に対して、ご意見をいただくとともに、今後の図書館運営に関するご提言をいただいているところであります。

次に3点目の「現在の図書館司書を含む運営体制について」ですが、現在、館長を含め司書の資格を持たない正規職員が3人、図書館司書は正規職員2人、会計年度任用職員13人の計15人、司書補助職員の会計年度任用職員が4人の合計22人での運営体制でございます。

今後の運営体制につきましては、人口減少や少子高齢化に対応した図書館運営の方向性を検討する必要がありますことから、8月開催の教育委員協議会の場や図書館協議会におきまして、図書の貸出状況の分析結果や働き方改革の視点も踏まえ、司書の資料選定やレファレンスなど専門性がより発揮できる訪問貸出の拡充や学校図書館司書との連携の取組みなどについて、意見交換を行ったところであります。

引き続き、今後の図書館運営の方向性と、あわせて運営体制についても検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の「今後の司書採用について」ですが、図書館司書の正規職員の採用につきましては、令和7年度に1人の新規採用を予定しているところでございます。一方で、図書館司書は、図書館運営に重要な役割を担っておりますことから、引き続き、その専門性を発揮できるよう、適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

貸出冊数が県内上位の自治体名と、その自治体の貸出冊数が高島市より多い理由について、どのように考えているか

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

県内上位4市町の自治体名とその分析についての質問でございますが、令和5年度の公共図書館調査の結果におきましては、県内で人口1人あたりの図書の貸出冊数が上位の4つの自治体は、多賀町、愛荘町、守山市、野洲市でございます。

貸出冊数が多い理由につきましては、それぞれの自治体で人口や図書館の設置状況など、条件が異なりますので、詳細な分析は行っていません。

ただし、貸出冊数を人口で割ったものとは別に、初問でお答えいたしました貸出サービスを受けていただいた実人数を表す有効登録者の1人あたりの貸出冊数につきましては、約60冊と県内1位となっております。

以上でございます。

(再質問)

人口減少時代に対応した、図書館運営について現時点で具体的な内容については、どのように考えているか

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

人口減少時代に対応した具体的な内容のご質問でございますが、初問でもお答えをしましたとおり、学校・園や福祉施設などに訪問し、貸出を行っています訪問貸出の拡充を目指したいと考えております。

貸出冊数全体のうち、訪問貸出の割合が約1.1%となっております。この1.1%を伸ばす取組みを検討しているところでございます。

具体的には、学校・園や福祉施設への拡充はもとより、図書館に行く
にくい方々への図書館サービスが必要ではないかと考えております。

例えば、地域のサロンやカフェ、さらには子ども食堂への訪問貸出な
どについて、今後、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

(再質問)

カフェの併設や、いわゆる中高生を含むヤングアダルト世代の自習を
含む図書館利用など、多様な図書館へのニーズがあると考えられるが、
どのように考えているか

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

議員ご提案のカフェの併設、また、若者世代の自習等のご質問でござ
いますが、まず、カフェの併設については考えておりません。

そして中高生などの自習を含む図書館利用についてでございますが、
本年度の一例を申し上げますと、この夏におきまして、図書館といたし
まして、中学生や高校生の図書館での自習や自由研究などつきまして、
サポートができるように、夏休みが始まる前に、可能な限り、読書スペ
ースの拡充、さらには椅子等の増設も行っており、その場でのご利用も
いただいているところでございます。

今後の状況の変化を見据えながら、引き続き、中高生に限らず、様々
なニーズに対応した取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

合併当初から、司書を含む正規職員が半減している。正規職員の司
書を今後増員すべきであると考えが、市の考えはどうか

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

正規職員の司書の増員を考えるべきではないかというご質問でござ

いますが、議員は正規職員を増やす一方で、会計年度を減らすお考えなのか、あるいは運営形態に応じた人員体制や人員配置を行っているなかで、単に正規職員を増やすべきかと、どのようなお考えでの趣旨かわかりませんが、まず、ご理解いただきたいのですが、図書館司書の正規職員と会計年度任用職員と、その区分にかかわらず、司書の方々には、その専門性を発揮し、図書館運営に大変貢献いただいているところでございます。

初問でもお答えしましたとおり、今後の図書館運営の方向性と、あわせて、運営体制がどうあるべきかを、検討する必要がありますので、そうしたなかで、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 図書館】

令和 6 年高島市教育委員会
第 9 回 定 例 会 議 事 日 程（追加）

日 時 令和 6 年 9 月 1 8 日（水）

午後 2 時 0 0 分

場 所 高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

5. 議事

日程第 3 議第 5 8 号 高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱案

議第 58 号

高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 18 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高島市小中学校再編基本方針（令和 6 年 9 月策定）に基づく高島市立マキノ東小学校、高島市立マキノ西小学校および高島市立マキノ南小学校（以下「小学校」という。）の統合および（仮称）高島市立マキノ小学校開校に向けた必要な準備について協議、調整等を図るため、高島市マキノ小学校開校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における意見聴取の場とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新校舎の基本設計に関すること。
- (2) 校名、校章、校旗、校歌、校訓等に関すること。
- (3) 閉校および開校の記念行事に関すること。
- (4) 教育課程、学校行事、学級編制、児童会活動、学校保健安全・給食、学校事務等学校運営に関すること。
- (5) 通学路および通学方法に関すること。
- (6) 学校の設備および備品の整備（廃棄）に関すること。
- (7) 制服、体操服、通学カバン、名札および学用品全般に関すること。
- (8) 学校運営協議会、地域学校協働活動、PTA、学校支援ボランティア等の組織に関すること。
- (9) その他開校準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 小学校の校長および教頭

- (2) マキノ中学校の校長および教頭
- (3) 小学校の教職員を代表する者 若干名
- (4) 小学校の保護者を代表する者 若干名
- (5) 高島市立マキノ東こども園および高島市立マキノ西こども園の保護者を代表する者 若干名
- (6) マキノ地域の区長自治会長および住民自治協議会を代表する者 若干名
- (7) 小学校の学校運営協議会を代表する者 3人
- (8) マキノ中学校区の地域学校協働活動推進員
- (9) その他教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から開校日の前年度の3月31日までの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長2人を置き、小学校の校長のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、協議会に部会を置き、その所掌事項を分掌させることができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高島市教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。